

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月1日
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浅沼 新
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019(651)6161(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 澤瀬 忍
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3270)2851
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 荒道 修士
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成23年6月29日開催の当行第91期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 準備金の額の減少の件

利益準備金2,078,529,203円のうち、2,078,529,203円を減少し、繰越利益剰余金に振替える。

減少する準備金の項目とその金額

利益準備金 2,078,529,203円

準備金の額の減少がその効力を生ずる日

平成23年6月29日

増加する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 2,078,529,203円

第2号議案 剰余金処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

別途積立金4,862,900,000円全額を取崩し、繰越利益剰余金に振替える。

減少する剰余金の項目とその金額

別途積立金 4,862,900,000円

増加する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 4,862,900,000円

2. 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金2円50銭(配当総額236,961,012円)

効力発生日 平成23年6月30日

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、矢後勝洋及び南部利文を選任する。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果
(会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 準備金の額の減少の件	54,249	305	14	(注)1	可決(88.77%)
第2号議案 剰余金処分の件	54,507	143	0	(注)1	可決(89.20%)
第3号議案 監査役2名選任の件				(注)2	
矢後 勝洋	51,579	3,063	0		可決(84.40%)
南部 利文	54,440	202	0		可決(89.09%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 賛成の割合は、出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する割合であります。なお、割合の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権に係る確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上